

定期監査の結果に基づく措置について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、香美市長から定期監査の結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により下記のとおり公表します。

令和4年2月24日

香美市監査委員	岡本 明弘
香美市監査委員	岩崎 昭雄
香美市監査委員	小松 紀夫

記

1 措置を講じた部署

建設課

2 講じた措置の内容

- (1) 監査結果提出日 令和4年1月28日
- (2) 措置通知年月日 令和4年2月3日
- (3) 指摘事項及び措置等の内容

備品購入費及び緊急を要しない修繕料について、契約規則に沿った予定価格の決定及び見積書の徴取ができていないものが見受けられた。

契約規則及び管財課の示す手順に従い、適正に処理されたい。（建設課）

回答

今後は契約規則及び管財課の示す手順を確認しつつ、適正な事務処理を行うよう努めます。